

さいたま市人形プロモーション業務 要求水準書

1 業務名

さいたま市人形プロモーション業務

2 履行期間・履行場所

- (1) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (2) 履行場所 さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

3 予算の上限額

6,990,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

4 業務の目的

国内外の観光客を対象に岩槻の人形やその伝承技術のほか、岩槻の地域資源の魅力についてPRし、本市への誘客を促進することを目的として、本業務を行う。業務実施にあたっては、岩槻を舞台とした世界的に人気の高いTVアニメ「その着せ替え人形は恋をする」^{ビスケット・ドール}（以下、「着せ恋」とする。）とコラボレーションを行い、訪日外国人を含む新しい層に広くPRする。

5 業務内容

本市の伝統産業である岩槻の人形が持つ特性を理解し、伝統産業への興味・関心を引き起こすとともに、誘客へ繋げるため、効果的かつ適切なプロモーション業務を行うことに留意の上、以下に示す業務を実施する。業務の実施にあたっては、さいたま市と協議の上詳細を決定すること。

業務の実施に必要な各団体、企業等との調整は、原則として受託者が行う。また、本業務の実施に係る一切の費用（人件費、会場費、広告掲載費、配信費、機材費、謝礼、著作権使用料、グッズ作成費用、イベント保険料等）は受託者が負担するものとする。

(1) 誘客イベント等の開催

岩槻及び人形の魅力をPRし、市内への誘客及び周遊を促進するためのイベントを企画・催行する。その際には、「着せ恋」とのコラボレーションを行い、さいたま市岩槻区においてプロモーションイベントを開催する。

本イベントは、国内外の観光客を本市へ誘客するとともに、これをきっかけとしたメディアへの露出や、旅マエ・旅ナカの外国人観光客を含めた今後の誘客促進に繋げることを目的としたものである。そのため、必ずしもイベント開催当日に来場しなくても、オンライン技術やSNS等を活用し、今後の誘客に繋がる企画内容も盛り込むことが望ましい。

ア 会場

岩槻区内

イ 開催時期

令和6年8月から令和7年3月中旬の間の任意の期間

※開催時期や開催期間・回数はより高い事業効果が見込めるよう、実施項目ごとに設定すること。イベントの全部若しくは一部を一体とする、又はそれぞれ独立したイベントとして実施することも可能とする。ただし、「人形のまち岩槻 まちかど雛めぐり」の開催が想定される期間（令和7年2月下旬～3月中旬）は実施期間に必ず含めるものとする。

ウ 実施項目（下記は例であり、代わりに同等の効果が見込める企画の提案も可）

（ア）岩槻の人形関連企画

・人形関連展示

人形、人形製作過程等の展示。

・人形製作の実演（面相書き、胴作り、小道具作り等）

人形師による実演を行う。

・人形製作体験ワークショップ（面相書き、胴作り、小道具作り等）

人形師を講師とし、来場者を対象としたワークショップを開催する（20名／日程度を想定）。

・販売ブース

人形、小道具、人形関連小物及び岩槻区内のお土産品等の販売。

（イ）着せ恋コラボ企画

・「着せ恋」聖地等関連展示

「着せ恋」ロケ地のパネル、キャラクターパネル等によるフォトスポット、作者へのインタビューパネル、フィギュア、コラボ人形、アニメ複製原画等の展示。

・「着せ恋」キャストによるトークショー

「着せ恋」の主演キャスト陣（2名を想定）による「人形」及び「岩槻」をテーマとしたトークショーの実施。

・街歩き動画の制作及び放映

「着せ恋」の主演キャスト陣（2名を想定）による「人形のまち 岩槻」の観光スポットの街歩きや人形製作体験の様子等を撮影し、岩槻の魅力をPRし、誘客を促進する動画を制作。（動画使用場面は市ホームページやSNSを想定）

・岩槻誘客キャンペーン

「着せ恋」描き下ろしイラスト等を使ったオリジナルコラボグッズを製作し、岩槻への誘客を促進するキャンペーンを実施。

【企画提案内容、理由及び見積り内容】

- ・企画内容、必要物品、企画・管理体制及び運営・警備体制等

- ・実施イメージ、レイアウト図

※街歩き動画の制作等を提案する場合は、以下の内容を明示の上、動画イメージについて提案すること。

a 動画制作

選定するキャスト、動画構成、動画時間、制作本数

(2) 地域と連携した取組

市内事業者や団体等、地域と連携し、市内への誘客及び周遊を促進する取組を企画・催行する。本市（岩槻）は、一般社団法人アニメツーリズム協会による「訪れてみたい日本のアニメ聖地 88（2024年版）」において「着せ恋」の聖地として初めて選定され、また、同作品は続編制作決定の発表がなされていることから、今後、地域と一緒に盛り上げ、地域の知名度向上や着せ恋とのコラボによる誘客効果を示すことで、更なる地域との連携協力体制の強化を図り、誘客・周遊を促進する。

ア 会場

岩槻区内

イ 開催時期

令和6年8月から令和7年3月中旬の間の任意の期間

※実施時期は上記「(1)誘客イベント等の開催」のイベントの全部又は一部と一体としたイベントとして実施することも可能とする。

ウ 実施項目（下記は例であり、代わりに同等の効果が見込める企画の提案も可）

- ・聖地感の醸成

ARフォトスポットやキャラクターを使用したフラッグ・横断幕等を作成し、街なかを装飾することで、来訪者に対して作品の舞台であることをPRするとともに、持続可能な地域の盛り上げを創出。

- ・スタンプラリー・謎解き

キャラクターを使用したスタンプラリーや謎解きのスポットを設置し、全てクリアした参加者にオリジナルノベルティを配布。

- ・その他、地元企業等とコラボしたイベント企画の実施等、効果的な誘客に繋がる取組。

【企画提案内容、理由及び見積り内容】

- ・企画内容、必要物品、企画・管理体制及び運営・警備体制等
- ・実施イメージ、レイアウト図

(3) イベント等の広報

各種メディアにおける広告等について、事業目的等に合致する効果的なメディアを選定し、効果的な時期に実施すること。

- ア メディア選定及び実施手配
- イ メディアに応じた広告素材等の制作
- ウ (1)(2)のイベントの広報物作成（ポスター、チラシ等）

【企画提案内容、理由及び見積り内容】

- ・選定したメディア、実施時期、回数
- ・広告素材の種類、イメージ
- ・広報物規格、配布先、部数

(4) その他、訪日外国人向けのプロモーションの実施

その他考えられる訪日外国人向けのプロモーションについて提案すること。

- ア プロモーション手法の選定及び実施手配

【企画提案内容、理由及び見積り内容】

- ・プロモーションの手法、実施時期、回数

6 スケジュール

業務の実施スケジュールは概ね次のとおりとし、さいたま市と協議の上詳細を決定すること。

時期	業務内容	項目	
令和6年 5月中旬頃	着手・打合せ実施		
令和6年 7月上旬頃	イベントの詳細決定	5(1),(2),(4)	
令和6年8月～令和7年3月	イベント等開催	5(1) (2)	
令和7年 3月31日	業務完了		

7 業務実施計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容等）を作成し、市に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに市の承認を受けること。
- (2) 本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- (3) 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

8 業務完了後の提出書類・成果物の納品

受託者は、業務を円滑に遂行し、以下の内容を含む事業実施報告書を図面及び写真などを使用して3部、電子データ（CD-ROM または DVD-ROM）1部と、全ての業務完了時に、業務完了報告書を提出すること。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業実施報告書（概要版）A4サイズ縦1枚にまとめること。
- (3) その他、本業務で作成した資料

9 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、業務完了報告書を提出し、市の確認検査を経た後、一括払いとする。

10 著作権

受託者が作成する成果物について、以下のとおりとする（アニメ「着せ恋」コンテンツに係る著作権については、本項の対象外とする）。

- (1) 受託者は、本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年5月法律第48号）第21条から第28条の権利を含む。）を、全て無償でさいたま市に譲渡するものとする。その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。
- (2) 受託者は、さいたま市に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、さいたま市以外の第三者に譲渡しないこと。
- (3) 受託者は、制作し、納品したコンテンツについて、さいたま市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、成果物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作権（以下原著作物という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で本業務にあたることとし、原著作物の著作権等と区との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。
- (5) コンテンツが第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他さいたま市の責に帰する事由により原著作物の著作権等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は受託者が負うこと。

11 一般事項

- (1) 仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。
- (2) 受託者は、委託者のこれまでの検討内容を理解し、委託者より打ち合せ等について

連絡を受けたときは、直ちに対応するものとする。

- (3) 受託者は、本業務の実施により、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合の他は、全て受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者において本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、委託者は調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (5) 受託者は業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者へ連絡するとともに、委託者の判断のもと、適切な処理を行わなければならない。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除後又は期間満了後においても同様とする。
- (7) 成果物及び附属品に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。
- (8) 成果物は全て委託者の所有とし、委託者の承認を得ずして他に公表、貸与、使用等してはならない。
- (9) 受託者は、業務遂行に当たり、さいたま市グリーン購入推進基本方針に配慮するものとする。
- (10) 大規模災害や気象警報発生時等により本業務の実施を延期又は中止すると委託者が判断した場合(受託者の責めによる場合を除く)は、受託者は業務が完了している部分の業務報告を行い、委託者が適正と認めた場合に限り業務を完了した部分についての委託料を支払うものとする。なお、その際には必ず、受託者は完了した業務及び金額の内訳が分かるものを提出することとする。
- (11) 本業務の実施が延期又は中止となった場合、双方協議の上で契約の変更又は解除ができるものとする。
- (12) 仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者との協議のうえ、これを定める。

12 その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

なお、「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。